

## 病床がすべて稼働していない病棟を有する医療機関への対応

「地域医療構想の進め方について」平成30年2月7日 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟(過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟)を有する医療機関を把握した場合には、速やかに、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、**①病棟を稼働していない理由**、**②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画**について説明するよう求めること。ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

## 近隣県の動向

### 神奈川県

病床機能報告において非稼働病棟を有すると報告のあった医療機関に対し、令和2年度に追加調査を実施。医療機関名、非稼働病床数、非稼働理由、今後の見込み等を、地域医療構想調整会議に参考資料として提出。必要に応じ、協議していく。

### 千葉県

病床機能報告において非稼働病棟を有すると報告のあった医療機関に対し、毎年度、今後の見通し等の調査を実施。医療機関名、非稼働病床数、再稼働するための課題、非稼働病棟の解消状況等を、地域医療構想調整会議に資料として提出し、協議のうえ、地域の合意形成を図っている。

## 埼玉県の現状と対応(案)

《現状》 令和2年度、令和元年度の病床機能報告において、両年度とも非稼働病棟(過去1年間に稼働病床数が0床の病棟)を有すると報告のあった医療機関数 21医療機関(557床)

※各調整会議では統一的な取り扱いをしていない

《対応》 非稼働病棟を有する医療機関の状況把握、調整会議への報告